

## 資料 1

令和 8 年 1 月 1 9 日  
株式会社フジエクスプレス

### 港区コミュニティバス「ちいばす」芝ルートの経路変更（案）について

虎ノ門駅整備工事及び再開発事業に伴い、港区コミュニティバス「ちいばす」芝ルートについて、下記のとおり、新設の虎の門病院停留所を経由する経路変更を実施します。

#### 記

- 1 協議対象の路線  
港区コミュニティバス「ちいばす」芝ルート  
(経路変更（案）については、別紙 1 のとおり)
- 2 コミュニティバス「ちいばす」の運賃（従来から変更なし）
  - (1) 1 乗車 1 0 0 円（小学生以上）
  - (2) IC カード（P A S M O、S u i c a）利用可能
  - (3) シルバーパス、バス共通カードは利用不可
- 3 道路運送法第 9 条第 5 項に基づく意見  
別紙 2 のとおり
- 4 開始予定日  
令和 8 年 4 月 1 日

# 港区コミュニティバス「ちいばす」芝ルートの経路変更(案)

## 現 行



## 変 更 後



## 道路運送法第9条第5項に基づく意見募集結果について

- 1 案件名  
港区コミュニティバス「ちいばす」芝ルートの経路変更（案）について
- 2 募集期間  
令和7年2月3日から2月7日まで
- 3 募集方法  
町会・自治会への説明
- 4 意見数  
4件
- 5 意見の内容

No.	内容	考え方
1	虎の門病院へのアクセスは新橋駅からという認識で良いか。 虎ノ門三丁目、四丁目にも「ちいばす」を通してほしい。	御認識のとおり。 神谷町駅周辺は、「ちいばす」麻布東ルート及び都営バスが運行している。御意見として受け止める。
2	現行ルートの虎ノ門二丁目付近を周回するところを改善し、虎の門病院に行くことを認識した。	虎の門病院の整備が終わり、適切な時期に周知を開始する予定。
3	環状二号線の虎ノ門ヒルズビジネスタワー付近に停留所は作れないのか。	困難である。
4	内容は理解した。虎の門病院から新橋駅に行きたい人もいないのか。	両通にするのが利用者にとって最善ではあるが、交通管理者の見解や運行事業者の体制等を鑑みての案となっており、御理解いただきたい。

○港区旅客運賃等協議会設置要綱

令和6年8月1日

6港街地第715号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)の協議を行うため、港区旅客運賃等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運賃等の種類、額及び適用方法に関する事。
- (2) 運賃等を適用する路線又は営業区域(次条において「路線等」という。)に関する事。
- (3) 運賃等を適用する期間又は区間その他の条件を付す場合における条件に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
  - (2) 路線等を管轄する地方運輸局長又はその指名する者
  - (3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
  - (4) 街づくり事業担当部長
  - (5) 街づくり支援部地域交通課長
- 2 会長は、前項各号に定める委員のほか、必要と認めるときは臨時に委員を指名することができる。
- 3 第1項第1号及び第2号に掲げる委員については、同一の団体又は機関に所属する代理人を協議会に出席させることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、街づくり事業担当部長をもって充て、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、第3条第1号に掲げる代表者から協議会を開催する要求があった場合で、必要があると認めるときは、協議会を招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の決定により、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、街づくり支援部地域交通課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

## 第2回港区旅客運賃等協議会委員

	要綱第3条の構成員	役職	部署等		委員氏名
1	(1) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	委員	株式会社フジエクスプレス	取締役社長	野出 直輝 (のいで なおき)
2	(2) 路線等を管轄する地方運輸局長又はその指名する者	委員	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送担当)	小林 聡 (こばやし さとし)
3	(3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	委員	港区町会・自治会連合会	会長	清原 元輔 (きよはら もとすけ)
4	//	委員	港区商店街連合会	会長	白井 浩之 (うすい ひろゆき)
5	(4) 街づくり事業担当部長	会長	港区街づくり事業担当	部長	岩崎 雄一 (いわざき ゆういち)
6	(5) 街づくり支援部 地域交通課長	委員	港区街づくり支援部 地域交通課	課長	鈴木 康司 (すずき こうじ)
-	事務局		港区街づくり支援部 地域交通課地域交通係	係長	中村 篤史 (なかむら あつし)